入札公告

下記不動産について、次のとおり一般競争入札(市有地売却)を行うので、川西市契約規則(昭和49年規則第15号)第7条の規定に基づき公告する。

令和7年6月1日

川西市上下水道事業管理者

記

- 1 入札に付する事項
 - (1)土地 川西市滝山町368番1、370番1 水道用地 457 m²
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の事項に該当する方は、入札に参加することができません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項 の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明 治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立て がなされている者
- (5) 法人税、所得税、固定資産税、法人市民税、住民税を滞納している者
- (6) 川西市暴力団排除に関する条例(平成24年川西市条例第5号)第2条に規 定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者

もれなく記入し、下記の添付書類を揃えて申込受付期間内に提出すること。

- 3 入札参加申込等
 - (1) 申込書を持参する場合 入札参加申込書・入札参加資格証(ともに実印を押印のこと)に必要事項を
 - (2) 申込書を郵送する場合

入札参加申込書・入札参加資格証(ともに実印を押印のこと)に必要事項を もれなく記入し、下記の添付書類を同封のうえ、必ず簡易書留で郵送すること。 その際、必ず140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。受付後、市が 入札参加資格証と納付書を郵送する。

- (3) 代理人が開札に立会する場合は立会委任状及び受任者本人であることが確認できるもの(社員証・運転免許証など)を開札当日に持参すること。
- (4) 添付書類

個人の場合→印鑑登録証明書1通(共有で申請する場合は全員の分) 住民票1通(共有で申請する場合は全員の分) 納税証明書各1通(所得税・消費税(税務署様式その3の2)、 住民税と固定資産税)

法人の場合⇒印鑑証明書1通(共有で申請する場合は全法人の分)

当該法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)1通(共有で申請する場合は全法人の分)

納税証明書各1通(法人税・消費税(税務署様式その3の3)、 法人市民税と固定資産税)

- ※ 証明書類は申込日の3カ月以内に発行されたもの
- ※ 住民税 / 法人市民税・固定資産税の納税証明書は、「直近3年度分」 を提出してください。川西市以外の納税義務者の場合は、居住地・本店所 在地発行の納税証明書を提出してください。
- (5) 期間 令和7年6月16日(月)から令和7年8月22日(金)まで(土・日・祝日・年末年始は除く) 郵送の場合は簡易書留で令和7年8月22日(金)必着とし、それ以降に到着したものは受付できない。
- (6) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から12時45分までを除く)
- (7) 場所 〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市上下水道局経営企画課(市役所3階15番)
- 4 開札執行の日時及び場所(※立会は任意)
 - (1) 日時 令和7年9月11日(木)午後1時30分から
 - (2) 場所 川西市役所 5階 502会議室
- 5 入札保証金に関する事項
 - (1) 入札者は、令和7年8月29日(金)までに入札保証金を納入すること。
 - (2) 入札保証金は、入札しようとする金額の100分の5以上(1円未満切上げ)の額を納入すること。その際、納入者保管用の「納入通知書兼領収書(銀行印押印済みのもの)」は、入金確認のため、川西市上下水道局経営企画課(072-740-1314)までFAX送信すること。
 - (3) 入札保証金は、落札者以外の方には、入札終了後に指定の銀行口座へ振込みにより還付する。
 - (4) 返還する入札保証金には、利息は付さない。
 - (5) 入札保証金は、売買代金又は契約保証金に充当する。
- 6 入札方法について
 - (1) 入札方法は、郵送のみ。必ず所定の封筒による簡易書留で郵送すること。
 - (2) 期間 令和7年8月25日(月)から令和7年9月5日(金)まで 令和7年9月5日(金)必着とし、それ以降に到達したものは受付で きない。
 - (3) 郵送先 〒666-8501 川西市中央町12-1 川西市上下水道局経営企画課 (川西市役所3階15番)
- 7 入札の無効、変更
 - (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ・入札参加資格のない者がした入札
- ・指定した日時までに到達しなかった入札
- ・所定の入札書によらない入札
- ・入札保証金を納入していない者の入札
- 入札金額が最低売却価格未満の額の入札
- ・入札保証金が入札金額の5%未満の額の入札
- ・入札者の記名押印がない入札
- ・一般競争入札参加申込書の申込者印と異なる印鑑を押印した入札
- ・入札書封筒に記載の案件名又は差出人名と同封された入札書の案件名又は入札者 が相違するもの
- ・入札者が1人で同一物件に2通以上の入札をした場合、その全部の入札
- ・入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- ・入札金額を訂正した入札
- ・入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- ・その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公平に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は 入札の執行を延期、若しくは中止することがある。

また、入札の執行に際し、災害その他やむをえない事由が生じたときは、その執行を延期、又は中止することがある。

8 用途の規制

- (1) 落札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性 風俗関連特殊営業その他これらに類する用途に供することができない。
- (2) 落札物件を川西市暴力団排除に関する条例(平成24年条例第5号)第2条 に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者並びにその他反社会的団体 の事務所その他これに類する用途に供することができない。
- (3) 物件調書の「その他売却条件」に記載されている条件を遵守すること。

9 その他

- (1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行う。必ず、各自で事前に現地確認をすること。
- (2) 物件調書の「その他特記事項」に、売却条件を記載しているので、遵守する こと。不明な点は、事前に川西市上下水道局 経営企画課に確認すること。
- (3) 土地売買契約には、落札物件を用途の規制に違反した場合の買戻し特約を付 帯する。
- (4) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに 帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたとき は、その損害は落札者の負担とする。
- (5) 落札者は、売買契約締結後、売買物件の品質、数量又は面積等に関して、契約の内容に適合しない事由があっても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (6) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたと

きは、その損害を賠償しなければならない。